普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	3.957	—
２級地	3.300	—	3.383	3.397	3.432
３級地	3.148	—	3.225	—	3.270
４級地	2.726	2.727	2.788	2.798	2.824
５級地	2.495	2.496	2.549	2.558	2.581
６級地	1.843	—	1.874	—	1.891
７級地	1.422	1.422	1.437	—	1.446
無級地	—	0.885	0.881	0.881	0.879
					B
１級地					0.318
２級地					0.258
３級地					0.241
４級地					0.193
５級地					0.168
６級地					0.095
７級地					0.047
無級地					−0.013

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.513、409.971、0.089及び0.269を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.57	7.49	2,000
6.00以上10.00未満のもの	41.36	35.56	7,400
10.00以上14.00未満のもの	72.54	52.63	7,900
14.00以上18.00未満のもの	142.70	69.84	8,400
18.00以上22.00未満のもの	175.00	78.46	8,900
22.00以上のもの	208.76	100.78	9,400

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.193	—
２級地	3.499	—	3.573	3.589	3.621
３級地	3.332	—	3.401	—	3.446
４級地	2.873	2.875	2.929	2.941	2.965
５級地	2.624	2.625	2.672	2.683	2.704
６級地	1.874	—	1.900	—	1.917
７級地	1.458	1.459	1.472	—	1.481
無級地	—	0.875	0.872	0.871	0.869
					B
１級地					0.322
２級地					0.261
３級地					0.244
４級地					0.196
５級地					0.170
６級地					0.091
７級地					0.048
無級地					−0.013

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.485、403.994、0.087及び0.272を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.85	7.62	2,000
6.00以上10.00未満のもの	42.60	36.59	7,400
10.00以上14.00未満のもの	74.79	54.17	7,900
14.00以上18.00未満のもの	147.33	71.89	8,400
18.00以上22.00未満のもの	180.69	80.72	8,900
22.00以上のもの	215.52	103.71	9,400